

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第40号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年2月15日 17時30分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市若松区 関門港若松洞海湾口防波堤灯台から真方位224° 2.1海里付近 (概位 北緯33° 55.0′ 東経130° 49.3′)	
事故等調査の経過	平成22年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第八 <small>しょうわ</small> 昭 和丸、170トン	
船舶番号、船舶所有者等	131030、有限会社六甲船舶	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底中央部擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、予定バースに近づき、若松航路を約3ノット（kn）の惰力で手動操舵により南進中、平成22年2月15日17時30分ごろ、航路外の浅瀬に乗り揚げた。 本船は、自力で離礁した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西 風速 約8m/s、視界 良好 海象：うねり なし、波高 約0.6m、潮候 低潮時	
その他の事項	喫水 船首約1.2m、船尾約1.8m 水深 約1.8m、底質 泥	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、関門港若松航路を約3knの惰力で南進中、船長が少しくらい航路外に出ても乗り揚げることはないと思い込んで航行していたため、北西の風により航路外に圧流されて浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、関門港若松航路を惰力で南進中、少しくらい航路外に出ても乗揚げることはないと思い込んで航行していたため、北西の風により航路外に圧流され、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	